

2003 春季生活闘争 第 2 回中央交渉推進委員会協議事項

今後の進め方について

電力総連 2003 春季生活闘争は、第 1 回中央交渉推進委員会(2 月 14 日開催)で確認した「電力総連 2003 春季生活闘争の推進について」を踏まえ、3 月 3 日現在 149 組合が要求書を提出し精力的に交渉を進めています。

これまでの各組合の交渉は、従来以上に厳しいものとなっていますが、組合員の期待に応えるため、電力総連、構成総連、部会、加盟組合の連携を十分に図り、以下の考え方で今後の交渉に臨むこととします。

記

・要求書提出について

要求書提出に至っていない組合は、構成総連交渉推進委員会との連携を図り、「電力総連 2003 春季生活闘争方針について」を踏まえ、遅くとも 3 月末までに要求書を提出することとする。

・交渉の進め方について

1. 雇用安定の取り組みについて

これまでの取り組みを踏まえ、引き続き雇用安定の重要性について労使の共通認識を醸成すべく協議を徹底する。

2. 労働協約に関する取り組みについて

労働協約の締結を前提に、人事条項の整備や労使協議会の設置等、協約内容の整備・充実に向け粘り強く取り組む。

3. 賃金改定について

要求前の事前準備や、各構成総連内における定期昇給制度の内容開示を踏まえ、賃金カーブ維持分確保に向け強力な交渉を進める。

また、個別実態を踏まえ電力総連が設定した水準を目指した取り組みを行う組合は、要求に沿った回答を引き出すため更に交渉を強化する。

4. 賞与・一時金について

賞与・一時金は年間賃金の一部として組合員の生活設計に重要な役割を担っていることを踏まえ、生活給的部分である年間 4.0 ヶ月を最低限確保したうえで要求の趣旨に沿った解決を図るべく交渉を強化する。

5. 適正な労働時間管理の取り組みについて

各組合は、経営側に適正な労働時間管理の重要性をあらためて提起するとともに、事前に把握した労働時間管理の問題点を踏まえ労使交渉を行い、労使間で確認された内容の協定化等(交渉議事録、覚え書き、確認メモ等も含む)に結びつけていく。

6. パート労働者等全従業員を視野に入れた取り組みについて

社会的に極めて重要な取り組みであるとの認識に立ち、労働条件全般に亘る均等待遇の観点に立った取り組みならびに、全従業員を対象とした企業内最低賃金の協定化に向けた交渉を行う。

・日程について

1. 電力総連全体としては、3 月中決着を目指して最大限の努力を行い、遅くとも 4 月中解決へ向け交渉を強化する。

2. 第 1 回交渉連絡責任者会議(構成:各構成総連事務局長)を 3 月 27 日(木)に開催する。

第 3 回中央交渉推進委員会については別途調整する。